

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありましたので、次のとおり公告します。

なお、変更後の定款は、奈良県くらし創造部青少年・社会活動推進課において縦覧に供します。

令和元年十一月十五日

奈良県知事 荒井正吾

一 申請のあった年月日

令和元年十月二十五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人日本文化研究所なら

三 代表者の氏名

勝部 月子

四 主たる事務所の所在地

奈良市富雄元町四丁目二番二六号

五 定款に記載された目的

この法人は、国内外の人々に対して、日本文化への理解を深め、普及をはかることに関する事業を行う。また、そのために、日本文化（有形・無形）の伝承者を支援し、市民生活や教育の支援及び国際理解に寄与することを目的とする。